

令和4年度 福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会 議事概要

日時：令和5年2月6日(木) 15:00～

場所：福岡県粕屋総合庁舎 3階 大会議室 及び Web会議(「Webex」を利用)

議事：(1)協議会規約の改定

- (2)流域治水プロジェクト公表内容の更新について
- (3)事務局からの情報提供
- (4)関係機関からの事例紹介
- (5)今後のスケジュール(案)

議事概要：

(1)協議会規約の改定

「資料3」により、以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・幹事会メンバーを以下の通りに変更。

福岡市 道路下水道局 計画部 計画調整課長 → 同 道路利活用推進課長

福岡市 住宅都市局 花とみどりのまち推進部 みどり整備課長 → 同 公園部 整備課長

福岡市 水道局 净水部 水管理課長 → (削除)

大野城市 建設環境部 建設管理課長 → 同 都市整備部 建設管理課長

糸島市 農林水産課長 → 同 農地政策課長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 次長 → 同 森林土木指導官

(2)流域治水プロジェクト公表内容の更新について

「資料4」により、以下の内容について事務局より説明し、了承が得られた。

- ・「資料4」は、今年度の幹事会において、プロジェクトに位置づけた取組の実施状況を確認のうえ取りまとめた「流域治水プロジェクト」の更新(案)となる。
- ・「流域治水プロジェクト」は、流域内のあらゆる関係者が一体となって流域全体で取り組む流域治水対策の全体像をとりまとめたものであり、本県において、その資料構成は、位置図、ロードマップ、取り組みの紹介からなる。
- ・位置図の更新点は、新たな取組を追加したこと、今年度末までに完了見込みの取組が分かるように表現したこと、また、流域治水を進めるにあたって考慮すべき「グリーンインフラ」の考えを表現したことである。
- ・ロードマップの更新点は、新たな取組を追加したこと、今年度末までに完了見込みの取組が分かるように表現したことである。
- ・取り組みの紹介の更新点は、新たな紹介資料を追加したことであり、本圏域においては43の紹介資料となる。

(3)事務局からの情報提供

「資料 5」により、以下の内容について事務局より説明。

- ・関係者による流域治水の施策の具体化・実践に役立ててもらうことを目的に国が作成した「流域治水施策集」について紹介。実施主体別の施策目的、役割分担、支援制度、推進のポイント等が整理されている旨を説明。
- ・流域治水対策に資する地方単独事業を対象として拡充された「緊急自然災害防災対策事業債」について紹介。
- ・流域治水の実効性を高めるために整備された「特定都市河川浸水被害対策法」について紹介。今回の法改正により指定対象が拡がったことや、法制度の概要等を説明。

(4)関係機関からの事例紹介

「資料 4」の取り組みの紹介により、以下の内容について各機関より説明。

①筑紫野市

- ・雨水貯留タンクの設置に対する補助制度の取り組みを紹介。

②古賀市

- ・令和 4 年 3 月に作成した「古賀市総合防災マップ」に古賀市版マイ・タイムラインを添付し、全戸に配布している取り組みを紹介。

③県河川整備課

- ・多々良川水系多々良川、瑞梅寺川水系瑞梅寺川における河川整備の進捗状況について説明。

(5)今後のスケジュール(案)

「資料 6」により、以下の内容を事務局より説明し、了承が得られた。

- ・4 圏域全ての協議会が終了後、資料の最終調整を行い、今年 3 月にプロジェクトの更新版を公表予定。
- ・来年度も今年度と同様に、流域治水対策等における情報共有や、プロジェクトの更新を行っていく予定。

(6)意見交換

(篠栗町 三浦町長)

- ・本協議会を通じて関係者によるプロジェクト公表にむけた協議がなされることは大変有難いし、また、公表するプロジェクトの取組を実行する責任を感じている。
- ・町は上流域に位置しており、下流域の皆様に迷惑をかけないよう、多々良川や町内の小河川の浚渫、断面の拡張、ため池の維持管理、開発に伴う雨水排水対策の適正な措置等に継続して取り組み、河川の適切な管理を図っていきたい。
- ・町の土地の7割が山地であり、管理者と一緒に様々な取組を実施しているところである。県の荒廃森林整備、あるいは国の森林環境税を活用した森林管理にも継続的に取り組みたいと考えている。

(新宮町 地域協働課 山王主幹)

- ・二級水系の湊川と牟田川について、令和4年5月の洪水浸水想定区域図の公表を受けて、土砂災害・津波・高潮ハザードマップに加え、洪水ハザードマップを作成し、令和4年8月に全戸配布した。
- ・現在は、町に配置している防災専門官と、担当の職員で地域に出向き、防災講話などを通じて、ハザードマップの説明を行っている。
- ・町は比較的、災害が少ないものの、いつどこで発生するか分からない災害に備えるため、ハーデ面についても、様々な意見を参考にしながら、流域治水による対策を進めていく。

(那珂川市 都市整備部 白水部長)

- ・市は、毎年のように災害復旧を実施している状況にある。
- ・市街地内に浸水想定区域が含まれることから、災害地区をできる限り回避、軽減させ、防災・減災まちづくりを計画的に進めるため、災害リスクの分析を基に誘導区域の設定を検討し、立地適正化計画に防災指針を定めた。なお、防災指針は、都市計画マスターplan、国土強靭化地域計画等の関連計画における方針を踏まえたものである。
- ・防災指針に位置付けている洪水氾濫対策として、県事業であるが、那珂川の五ヶ山ダム整備と合わせた床上浸水対策特別緊急事業がある。河道掘削、農業用地の改修、橋梁補強が実施されたが、これらによって平成21年7月中国・九州北部豪雨と同規模の雨量でも再発防止が図れるもので、那珂川の水位上昇が抑えられ、普通河川の水位上昇も緩やかになり、普通河川と関連した被災が減少したと感じている。市としても、この事業効果を活かすため、普通河川の浚渫を定期的に実施している。
- ・内水氾濫対策としては、防災重点ため池への対応がある。市は平成30年に、市制施行を行ったが、人口増加の一因として、耕地を宅地化整備事業により宅地化した経緯があり、市街化区域に多くの農業用ため池が残っている。ため池に関連した災害が起きた場合には、多くの市民に影響があると考えられるため、ため池が満水時に決壊した場合に想定される浸水想定区域や避難場所、避難経路を明らかにするため、ワークショップを開催し、地域の方々と一緒にため池ハザードマップを令和3年3月に作成し、全戸配布した。

- ・ワークショップではまず、身近なところにため池があることの紹介から、ため池の決壊が起こらないための管理方法や決壊の恐れがある場合の避難経路の確認と情報の共有を図っている。
- ・現在、継続的に防災重点ため池の耐震劣化診断を行っており、結果によっては、ため池改修工事を行うこととしている。
- ・今後も市民の協力、理解を得ながらハード・ソフト事業を合わせて効果的な治水対策に取り組むこととしている。

(福岡県 河川整備課 北野課長)

- ・国の方針として、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債があり、各市町村の普通河川や、ため池についても活用できるのではないかと考えている。
- ・減少や放棄されている耕作地等については、そのような箇所も水を貯める土地であると考えていただくことで、土地の取扱い方が変わってくると考えている。流域治水の推進については、流域内のあらゆる関係者が連携し、総力戦で取り組む必要があるため、引き続きご協力をお願いしたい。
- ・河川管理者としては、流域治水の根幹である河川改修を着実に進めていく必要があり、そのなかで、用地買収等は、市町村の協力が必要であるため、ご協力をお願いしたい。
- ・来年度以降も、引き続き本協議会を開催し、継続して流域治水プロジェクトの不断の見直しを実施したり、また、全国や県内の事例を紹介したりすることで、一人一人がどうやったら水を貯められるか、浸透させられるか、ということを考えいただき、様々なご相談を賜りながら予算面等も考慮して取り組んでまいりたい。

(福岡森林管理署 佐藤署長)

- ・本圏域内の流域では、犬鳴山系や、脊振山系の山脈の上部が国有林となっており、スギやヒノキの植栽された人工林の間伐を推進している。間伐を行わない場合は、森林の浸透能力が低下するため、この浸透性をできるだけ高めるために、間伐を行っている。この取り組みが下流域に向けての流量調整になると考えられるので、引き続き、計画的に実施していきたい。
- ・森林環境譲与税が令和元年から県、各市町村に譲与されることになっており、令和4年度、5年度については年間 500 億は全国の都道府県及び市町村に交付されることになっており、令和6年度から600億/年の予定になっている。この譲与税については、間伐を進めるための経費、間伐を行うための林道網の整備、木材利用の推進といった、林業、木材関係に幅広く使えることになっている。このような譲与税を的確に確実に使っていただくことで、流域治水にも間接的に貢献できると考えている。
- ・全国の各市町村で様々な譲与税の活用事例があるので、そのような情報を提供することで、少しでも流域治水に貢献できればと考えている。

以上

